



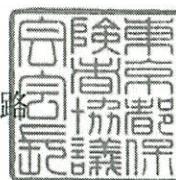
令和3年7月14日  
第2回 東京都保険者協議会医療計画等検討部会

資料2

東保協収第5号  
令和3年6月11日

東京都福祉保健局長  
吉村憲彦様

東京都保険者協議会  
会長 加島保路



東京都保健医療計画中間見直し案に対する医療法第30条の4第17項の規定に基づく意見について（回答）

平素、本協議会の事業運営に關しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、令和3年5月24日付3福保医政第436号をもって照会のありました標記の件について別紙のとおり回答いたします。

【東京都保険者協議会事務局】  
東京都国民健康保険団体連合会  
企画事業部 保健事業課 保健事業推進係  
担当： 武部・鈴木・古川・田中  
TEL： 03-6238-0151  
FAX： 03-6238-0033  
E-mail： hjsuishin@tokyo-kokuhoren.or.jp

# 東京都保健医療計画中間見直し案に対する医療法第30条の4第17項の規定に基づく意見について

## 1. 第三期医療費適正化計画との整合性について

第三期医療費適正化計画については計画自体に変更がないため、保健医療計画について現行計画がそのまま適用される認識である。今般の中間見直しについては様々な状況が考慮されているが、第三期医療費適正化計画で掲げる達成目標と整合性を図っていただきたい。

## 2. 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた感染症対策について

新型コロナウイルス感染症対策は関心の高い事項であり、中間見直し時点での現状を検証・評価し、課題解決へ向けて取組んでいくことが重要と考える。

新興感染症対策への対応については、第8次医療計画で新興感染症等の感染拡大時における医療が「6事業目」に追加されることから、中間見直しの内容が第8次計画へつながるよう検討を進めていただきたい。

### ① 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症への対策が、第2部 第2章 切れ目のない保健医療体制の推進の節（P.40、P.60、P.63等）や第2部 第4章 健康危機管理体制の充実（P.84～）の感染症対策に分散して記載されており、感染症対策の全体像が掴みにくい印象がある。

特に、新型コロナウイルス感染症への対応は、各分野の関係者の対応や役割が都民の生命や生活等に密接にかかわる重要な情報であるため、全体像を第2部 第4章 健康危機管理体制の充実の感染症対策に記載してはいかがか。

### ② 感染症対策 見直しの背景（P.84）の3点目について

新型コロナウイルス感染症については日々状況が変化しており、ワクチン接種等、今後の展望も見据える必要がある。見直しの背景とはいえリアルタイムで変化する状況を、今後の対応で包含した書きぶりにしないと、中間見直しに関わらず、過去の実施状況の説明に終始してしまうのではないか。

「新型コロナウイルス感染症の変異株による感染再拡大とワクチン接種による集団免疫の確立を視野に入れ、医療体制の調査・分析・評価を行ったうえで、速やかな役割変更と執行体制の構築を推進する。」としてはいかがか。

### ③ 課題と取組の方向性 (P. 85) 及び (取組 1-1) 感染症医療体制の強化について

「今後の新型コロナウイルス感染症対策における取組を検証」と記載されているが、今般の取組を検証するための仕組み（組織、会議体等）はどのように検討されているのかお示しいただきたい。

### ④ 公衆衛生、保健所行政の在り方及びワクチン接種等について

今般の新型コロナウイルス感染症に対する保健所行政のマンパワー不足等により、体制面での不足が明らかになったように思われる。有事の際に機能する公衆衛生、感染症対策を見据えた保健所行政の在り方について検討する必要があるのではないだろうか。

また、ワクチン接種等をはじめとする関係機関との正確で迅速な情報収集及び提供方法について、現場サイドに負担をかけず正確な情報を管理できるシステムを構築し、併せてデジタル化の推進を展開する仕組みを検討し、新興・再興感染症に対応できるよう計画に盛り込んではどうか。

## 3. デジタル化の推進について

中間見直しの視点 2「現行計画策定時の変化による見直し」には「デジタル化の推進」が掲げられているが、記載が分散してされており推進するデジタル化の全体像が掴みにくい印象があり、第 2 章 切れ目のない保健医療体制の推進 8 節 在宅療養 (P. 65～) の項の、東京都多職種ポータルサイトの活用にとどまっている。

デジタル化の推進にあたっては、「誰が、何を、いつまでに、どのように」といった検討体制や実施方法等が重要であるが、そのような具体的な記載がないと思われる。

マンパワーに頼らないデジタル技術の活用を実現するため、より具体的な記載にしていかがか。

## 4. 評価指標の達成状況について

### ① 「C」又は「D」評価について

第 5 章 評価指標の達成状況 (P. 86) の 4 点目では、「各指標の達成状況が「C」又は「D」評価の指標について、原因や課題の分析を行うとともに、今後の達成に向けた取組を進めていく。」と記載がある。

直近の保健医療計画策定から 3 年余りが経過する現在、中間見直しの観点から、「C」又は「D」評価については、今後の達成に向けた取組みを進めるだけでは評価に進展があるとは考えにくく、現行計画の目標値が適切であったか、あるいは必要に応じて指標の内容を変更するといった検討が必要な場合もあると考えられるがいかがか。

## ② 医療・介護連携について

第7次保健医療計画より計画期間を6年と定め、中間年で見直しを行うこととした目的の一つとして医療・介護連携の推進があり、今般の中間見直しにおいても進捗状況を踏まえて取組を推進していくことが重要であると考えている。

医療・介護連携については、患者や家族が安心して住み慣れた地域で療養生活を継続できるよう、行政や医療・介護関係者の多職種が連携し、患者を支える取組が必要となるが、第2部 第2章 8 在宅療養に係る達成状況で、「訪問診療を実施している診療所・病院数」(P. 91)など評価が芳しくない指標がある。「在宅療養」に関する項目について、より一層の連携体制の充実・強化を図っていただきたい。

以上